

令和元年度 第3回松江市入札監視委員会

議 事 概 要

| | | |
|-----------------------|--|--|
| 開催日及び場所 | 令和2年2月21日(金) 松江市役所 本館西棟5階 防災センター | |
| 委 員 | 委員長 朝田 良作 (島根大学山陰法実務教育研究センター教授) 委 員 安部 寿鶴子 (道の駅本庄企業組合専務理事) 上田 務 (松江工業高等専門学校環境・建設工学科名誉教授) 丑久保 和彦 (弁護士) 後藤 勇 (公認会計士) | |
| 審議対象期間 | 令和元年8月1日～11月30日 | |
| 報 告 事 項 | <ul style="list-style-type: none"> ● 落札率等の状況について ● 入札方式別発注工事等の状況について ● 指名停止等の運用状況について | |
| 審 議 事 項 | 抽出案件数 5件 | |
| | 一般 | 市道根連木池平線道路改良その2工事 |
| | | 市営長者原アパート浴室改善工事 |
| | 指名 | 美保関総合運動公園テニスコート人工芝改修工事 |
| 市営古志原アパート1～4号棟給水管取替工事 | | |
| | 松江市道路路面性状調査業務委託 | (備考) 抽出の考え方(抽出担当委員) 次の点に着目し、案件の抽出を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ● 総合評価方式を適用し低入札価格調査も実施している ● 最低制限価格が適用されず落札率も低い ● 当初入札では入札参加者が全て最低制限価格未満であるが再入札での落札率が高い ● 入札参加者の中で予定価格超過と最低制限価格未満の者があるにもかかわらず落札率が高い |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | 意見・質問 | 回 答 |
| | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員会による意見又は勧告の内容 | なし | |

※ 参考までに、各抽出事案の「抽出事案説明書」を添付します。

抽出事案説明書

| | | | | | |
|-----------------|---|---------|----|--------|----|
| 入札方式 | 一般競争入札（総合評価方式） | | | | |
| 工事名 | 市道根連木池平線道路改良その2工事 | | | | |
| 工期 | 令和元年10月2日～令和2年3月4日 | | | | |
| 工事種別 | 土木一式工事 | | | | |
| 工事概要 | 工事場所：松江市鹿島町 工事概要：施工延長 L=162m 工事内容：軽量盛土 V=204 m ³ 、アスファルト舗装 A=174 m ² 歩車道境界ブロック L=46m、転落防止柵 L=162m | | | | |
| 入札参加資格 | ① 格付け又は総合点数 A又はB等級の者。 C等級の者でH30年度に完成した松江市発注の土木一式工事が複数あり、その工事成績が平均76点以上であること。なお、H30年度実績が無い場合は、H29年度分も対象とする。 ② 営業所所在地 建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有すること。 ③ 工事実績 元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率が20%以上）として、H16年度以降に完成した下記工事の施工実績があること。 ・ 国、都道府県又は松江市（合併前の旧市町村を含む。）発注の工事において、1契約で1,000万円以上の土木一式工事 ④ 配置技術者 ・ 建設業法に基づく主任（又は監理）技術者で、直接的かつ恒常的な雇用関係（専任の場合は開札の日以前3ヶ月以上）にあること。 ・ 監理技術者の場合は、土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けていること。 | | | | |
| 入札参加資格設定の理由及び経緯 | 設定理由：「事後審査型制限付一般競争入札取扱方針」による。 経緯：令和元年5月20日、島根県総合評価委員会において審議の結果決定した。 | | | | |
| 入札参加資格確認申請業者数 | 5者 | 入札参加業者数 | 5者 | 無資格業者数 | なし |
| 予定価格（税込） | 31,677,800円 | | | | |
| 調査基準価格（税込） | 28,796,900円 | | | | |
| 契約金額（税込） | 30,949,600円（落札率：97.70%） | | | | |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>入札の経緯 及び結果</p> | <p>令和元年9月18日 開札</p> <p>第1回目入札で5者の応札があり、うち1者は予定価格超過となり、残り4者について総合評価を実施し、技術点数と入札価格を用いて算出した評価値により順位を確定した結果、調査基準価格未満で応札した業者が1位及び2位となったため、この2者に対し低入札価格調査を実施。</p> <p>令和元年9月30日</p> <p>低入札価格調査の結果、この2者は「松江市建設工事低入札価格調査制度実施要領」第9条第2項に該当するため失格とし、予定価格以下及び調査基準価格以上での応札であった3位の業者について競争入札参加資格の事後審査を行い、審査の結果参加資格を満たすことが確認できたため、(有)協和工業に落札決定。</p> |
|-----------------------|---|

抽出事案説明書

| | | | | | |
|---------------|---|---------|-------------------|--------|---------------|
| 入札方式 | 一般競争入札 | | | | |
| 工事名 | 市営長者原アパート浴室改善工事 | | | | |
| 工期 | 当初入札：令和元年10月22日～令和2年1月31日 再入札：令和元年12月3日～令和2年2月28日 | | | | |
| 工事種別 | 管工事 | | | | |
| 工事概要 | <p>工事場所：松江市大庭町</p> <p>工事概要：59戸（1号棟 20戸、2号棟 24戸、3号棟 15戸）の既設のバランス釜を撤去し、ガス風呂給湯器を新設</p> <p>工事内容：既設浴槽及びバランス釜の撤去 FRP製浴槽、シャワー付水栓、ガス給湯器の新設</p> | | | | |
| 入札参加資格 | <p>（当初及び再入札とも）</p> <p>①格付け又は総合点数 指定しない。</p> <p>②営業所所在地 建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有すること。</p> <p>③工事实績 1 契約で1,000万円以上の建築物に付随する給排水衛生設備工事。 なお、建築一式工事で受注した工事に含まれる給排水衛生設備工事の実績は除く。</p> <p>④配置技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法に基づく主任（又は監理）技術者で、直接的かつ恒常的な雇用関係（専任の場合は開札の日以前3ヶ月以上）にあること。 ・監理技術者の場合は、管工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けていること。 | | | | |
| 入札参加資格確認申請業者数 | 当初入札：2者 再入札：3者 | 入札参加業者数 | 当初入札：2者 再入札：3者 | 無資格業者数 | （当初及び再入札とも）なし |
| 予定価格（税込） | 当初入札：非公開、再入札：33,189,200円 | | | | |
| 最低制限価格（税込） | 当初入札：非公開、再入札：30,978,200円 | | | | |
| 契約金額（税込） | 31,350,000円（落札率：94.46%） | | | | |
| 入札の経緯及び結果 | <p>令和元年10月18日 開札（当初入札） 第1回目入札で2者の応札があったが、全者最低制限価格未満のため不落。設計変更のうえ、後日再入札を実施。</p> <p>令和元年11月29日 開札（再入札） 第1回目の入札で3者の応札があり、全者の入札価格が予定価格以下及び最低制限価格以上であったので、事後審査のうえ（有）宇都宮工業に落札決定。</p> | | | | |

抽出事案説明書

| | |
|--------------|---|
| 入札方式 | 指名競争入札 |
| 工事名 | 美保関総合運動公園テニスコート人工芝改修工事 |
| 工期 | 令和元年11月6日～令和2年2月28日 |
| 工事種別 | 舗装工事 |
| 工事概要 | <p>工事場所：松江市美保関町</p> <p>工事内容：既設人工芝撤去工 1,750 m² 砂入り人工芝敷設工 1,750 m²</p> |
| 工事のランク | なし |
| 指名業者数 | 4者 |
| 指名業者を選定した考え方 | <p>市登録業者で、下記の条件を満たす8者のうち指名停止対象者等を除く4者を指名。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「舗装工事業」の建設業許可を受けている事業者であること。 ● 人工芝の施工実績があること。 ● 電子入札登録者であること。 |
| 入札参加業者数 | 3者 |
| 予定価格（税込） | 21,739,300円 |
| 最低制限価格（税込） | 適用しない |
| 契約金額（税込） | 6,908,000円（落札率：31.78%） |
| 入札の経緯及び結果 | <p>令和元年11月1日 開札</p> <p>第1回目の入札で3者が応札し、3者とも予定価格以下の応札であり、その中で最も入札価格の低い長谷川体育施設(株)中国営業所に落札決定。</p> |

抽出事案説明書

| | |
|--------------|---|
| 入札方式 | 指名競争入札 |
| 工事名 | 市営古志原アパート 1～4 号棟給水管取替工事 |
| 工期 | 当初入札：令和元年 9 月 19 日～令和 2 年 1 月 16 日 再入札：令和元年 11 月 6 日～令和 2 年 2 月 27 日 |
| 工事種別 | 管工事 |
| 工事概要 | 工事場所：松江市古志原四丁目 工事内容：給水管の老朽化による配管の取替を行うもの。 |
| 工事のランク | (当初及び再入札とも) なし |
| 指名業者数 | 当初入札：20 者、再入札：17 者 |
| 指名業者を選定した考え方 | 市登録業者で、下記の条件を満たす 22 者のうち 20 者（再入札は 17 者）をローテーションで指名。 <ul style="list-style-type: none"> ● 市内に主たる営業所を有する事業者であること。 ● 主たる施工実績が給排水衛生設備工事であること。 ● 松江市上下水道事業者の指定給水装置工事業者であること。 ● 電子入札登録者であること。 |
| 入札参加業者数 | 当初入札：1 者（1 回目：15 者）、再入札：10 者 |
| 予定価格（税込） | 当初入札：非公開、再入札：11,774,400 円 |
| 最低制限価格（税込） | 当初入札：非公開、再入札：10,819,600 円 |
| 契約金額（税込） | 11,550,000 円（落札率：98.09%） |
| 入札の経緯及び結果 | 令和元年 9 月 17 日 開札（当初入札） 第 1 回目の入札で 15 者の応札があったが、全者予定価格超過のため第 2 回目の入札を実施。第 2 回目は 1 者が応札したが、最低制限価格未満となり不落。指名業者を入れ替え、後日再入札を実施。 令和元年 11 月 1 日 開札（再入札） 第 1 回目の入札で 10 者の応札があり、9 者は予定価格超過となり、残りの 1 者は予定価格以下及び最低制限価格以上であったので、その 1 者である(株)豊和設備に落札決定。 |

抽出事案説明書

| | |
|--------------|--|
| 入札方式 | 指名競争入札 |
| 業務名 | 松江市道路路面性状調査業務委託 |
| 履行期間 | 令和元年 11 月 29 日～令和 2 年 2 月 28 日 |
| 業務種別 | 土木関係建設コンサルタント |
| 業務概要 | 業務場所：松江市内一円 業務内容：道路法施行令に基づき、路面の状態を把握し修繕の候補個所を抽出すること、舗装に係る維持管理を効率的に行うために必要な情報を得ることを目的に、道路路面の性状調査を行うもの。 |
| 業務のランク | なし |
| 指名業者数 | 7 者 |
| 指名業者を選定した考え方 | 市登録業者で、下記の条件を満たす 7 者を全者指名。 ● 舗装評価調査業務の実績があること。 ● 電子入札登録者であること。 |
| 入札参加業者数 | 5 者 |
| 予定価格（税込） | 非公開 |
| 最低制限価格（税込） | 非公開 |
| 契約金額（税込） | 3,850,000 円（落札率：非公開） |
| 入札の経緯及び結果 | 令和元年 11 月 27 日 開札 第 1 回目の入札で 5 者が応札し、うち 2 者が予定価格超過、2 者が最低制限価格未満となり、残り 1 者が予定価格以下及び最低制限価格以上の応札であったので、その 1 者である国際航業(株)山陰営業所に落札決定。 |

1. 落札率等の状況について

(説明要旨)

【建設工事】**○落札率の推移**

令和元年4月～11月の平均落札率は、平成30年度の年間落札率と比較し上昇し、平成30年同時期と比較しても上昇。落札率上昇の理由は、低入札価格調査実施のうえ落札した案件はあるものの、その他の案件では著しく低落札率のものはなかったため。

○月別入札件数と落札率の推移

令和元年4月～11月の落札件数は平成30年同時期と比べ増加し、入札執行件数も平成30年同時期と比べ増加。令和元年10・11月の平均落札率が高いのは、学校建設関連の工事、施設の空調整備工事、防災無線整備工事の落札率が影響している。

○工種別落札率の推移

例年同様、建築、電気、管、塗装、電気通信は平均落札率が高く、とび・土工・コンクリート、舗装が低くなっているほか、解体も低くなっている。

○価格帯別落札率推移

令和元年4月～11月について、1億5,000万円以上の平均落札率が高いのは、学校建設関連工事、防災無線整備工事が高い落札率であったことが要因と推察される。

○入札執行状況

令和元年4月～11月について不調・不落は29件で、平成30年4月～11月の23件に比べ6件の増加。不調・不落29件のうち、14件は再入札、9件は不落随契、6件は取止め。

【業務委託】**○落札率の推移**

令和元年4月～11月の平均落札率は平成30年度の年間平均落札率と比較し上昇。令和元年4月～11月においては、低入札価格調査での落札はないが落札率の低い案件があったことから、全体として落札率が低くなっている。

○月別入札件数と落札率の推移

令和元年4月～11月の入札件数は平成30年同期と比較し増加。令和元年8月～11月については、平成30年8月～11月と比較し増加。令和元年8月の平均落札率が低いのは、落札率の低い案件が2件ありそれが影響している。

○業種別落札率の推移

令和元年4月～11月で測量と土木設計コンサルタントの平均落札率が低いのは、落札率の低い案件が測量で1件、土木設計コンサルタントで2件あり、それが影響している。

○価格帯別落札率推移

令和元年4月～11月において、1,000万円～2,000万円の平均落札率が低いのは、落札率の低い案件が1件あるためである。

○入札執行状況

令和元年4月～11月の不落・不調の件数は、不落が1件で、不落後の対応は設計変更のうえ再入札を行っている。

2. 入札方式別発注工事等の状況について

添付の資料を参照いただきたい。(詳細説明は省略)

質問及び意見は特に無し(全委員了承)

【審議事項について】

1. 一般競争入札(総合評価方式)【市道根連木池平線道路改良その2工事】

※工事概要・入札経過及び結果等は抽出事案説明書「資料3-1」のとおり。

○低入札価格調査を実施し対象者全者(2者)が失格したことについて

低入札価格調査の該当となった2者について調査を実施したが、2者とも期限日までに調査資料の提出が無く、「松江市建設工事低入札価格調査制度実施要領」第9条第2項に該当したため失格とし、予定価格以下及び調査基準価格以上で応札した、3位の業者について競争入札参加資格の事後審査を行い、参加資格を満たすことが確認できたため、この業者を落札者と決定した。

| 質問及び意見 | 回答 |
|---|---|
| 調査基準価格未達が2者あり、この2者に調査資料の提出を求めたが期限までに出て来なかったため失格ということだが、このようなことは結構あるのか。 | ほとんど見受けられない。 |
| この案件は他の案件に比べ特殊であり、調査資料が提出されなかったため失格ということで、今回たまたま2者あったということなのかもしれないが、やはり何かそれなりの理由があったのか。 | 先ほども説明したが、今回の結果は特殊なケースであり、過去に数件あった。通常低入札価格調査は、調査対象者から書類の提出があり、その書類を審査の上問題なければ落札者として決定するという流れだが、今回は、応札時には受注意欲があったが、低入札での落札となると技術者の追加配置等通常より契約条件が厳しくなるため、これらのことに対応することが難しく、結果書類が提出出来なかったのではないかと推測する。今回は、2者とも書類未提出という特殊なケースであるが、今後このようなことが起こるようであれば、何ら |

| | |
|---|--|
| | かの調査・対策を行う必要があるのではと考えている。 |
| 低入札価格調査では、業者側が、なぜその応札額にしたのかという説明が出来ない場合もあると思う。例えば、本来は応札時に見積を精査して応札額を決めるべきものであるけど、そこまでやっていたので、あらためて説明を求められたときに説明出来ないということもあり得えると思うが。 | 業者側の積算能力も高くなってきてはいるが、資材等の正確な見積が応札までに間に合わなかったため、想定した金額で応札したところ、結果低入札となったため再度積算を精査したら説明が出来ないことが判明し、書類が提出出来ない場合もあるかもしれない。 |
| 意図的に書類を提出しなかったのであれば問題だが、今回はそのようなことも見受けられないので問題ないと思う。 | (特に回答無し。) |
| 審議結果：全委員了承 | |
| 2. 指名競争入札【市営長者原アパート浴室改善工事】 | |
| <p>※工事概要・入札経過及び結果等は抽出事案説明書資料3-2のとおり。</p> <p>○当初入札の2回目で応札者全者が最低制限価格未満で失格となり、設計変更の上の再入札では落札率が高いことについて</p> <p>本工事はアパート3棟の浴室改善工事であるが、1号棟と2・3号棟では施工方法が若干異なるため、1号棟と2・3号棟では異なる単価での設計としているが、当初入札後に業者から提出された工事内訳書と市の設計を精査したところ、1号棟と2・3号棟が同じ単価で積算されており、それが最低制限価格未満による不落になった原因と推測する。</p> | |
| 質 問 及 び 意 見 | 回 答 |
| 当初入札から再入札まで約1ヶ月の期間が空いているが、再設計後に公告してから参加申請の期間等を考慮すると、どうしてもこの程度の期間は要するという事か。 | 入札を行う前には、参加資格等について事前に庁内の審査会で決定し、公告後に所定の見積期間を経て開札を行うが、当初入札がこのような結果の場合、設計が間違っていなかったかを精査し、必要であれば再設計の上再度審査会での承認を得る必要がある。この審査会は基本月2回の開催なので、再入札までどれだけ急いでも最低1ヶ月程度はかかる。また、当初設計に間違いが無くても、発注月が替わると資材等の単価が変わってくるので、当初入札と再入札の予定価格も異なる。 |
| 審議結果：全委員了承 | |

3. 指名競争入札【美保関総合運動公園テニスコート人工芝改修工事】

※工事概要・入札経過及び結果等は抽出事案説明書「資料3-3」のとおり。

○最低制限価格の設定が無く落札率が非常に低いことについて

①低入札価格調査制度が不適用であることについて

工事費に占める製品比率が一定の割合以上の工事については、低入札価格調査制度を適用しない内規を定めている。

②落札率が低いことについて

今回の応札者はいずれも予定価格の30%～50%程度の額で応札している。

本案件は積算基準に施工歩掛が無く、また人工芝の材料単価も基準単価や物価資料への掲載が無いとため、業者から見積を徴集し単価を決定の上設計している。入札後に、市の設計と応札時に提出された工事費内訳書を比較したところ、直接工事費については各者とも設計の40%～50%程度となっており、また、間接工事費（諸経費）についても、ほぼ全者が低い諸経費となっている。

参考までに、人工芝張替を主体とする過去の類似案件について調べたところ、落札率は30%～70%と低いものとなっている。

【低落札率となった要因の推察】

①工事規模がテニスコート4面分（1750㎡）と比較的大きく、製品コストの抑制が期待される。また受注者にとっても、今後の大規模工事に関する施工実績となる。

②コートのほぼ全体の人工芝張替工事なので、施工性・作業効率が良い。

③施工箇所の外周にはフェンスが設置されており、業者としては、施工に際し仮設工（工事用バリケード）等の費用の軽減が可能で、間接工事費の軽減が出来るかと判断。

④人工芝張替を主体とする過去の類似案件の入札は落札率が低い傾向にあり、またこれらの結果は公表されていることから、本案件の入札が極端に低い落札率となった要因の一つに、このような過去の類似案件の入札結果も影響しているのではないかと考えられる。

| 質 問 及 び 意 見 | 回 答 |
|--|---|
| <p>工事費に占める製品比率の割合が高いということだが、応札者の金額を見ると、1位と3位では倍近くの差がある。これは、やはり製品価格の差がこのような形で出るという考え方でよろしいのか。</p> | <p>製品価格だけではなく、諸経費等についても各者で考え方がるので、そのような部分も含めての差になっているのではと思う。</p> |
| <p>見積を徴取し予定価格を決定されたということだが、見積を依頼する業者は毎回同じような業者なのか。</p> | <p>毎回同じ業者かどうかについては、過去の案件を詳しく確認していないので分からないが、今回は、入札に参加している3者を含めた5者から見積を徴取している。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>徴取した見積は、実際に応札した額よりも高いものだったということか。</p> | <p>結果そうである。見積を徴取する際、内容が実勢に対し適正かどうかの判断が難しい案件もある。本案件についても、人工芝張替が通常の積算基準の単価に無いということから、施工歩掛と製品単価を併せた見積を徴取している。見積徴集の流れとしては、こちらで把握している資料に施工歩掛や単価が無い場合は見積を徴取し、その見積を基に内部で定めた基準により設計に採用する見積を決定し、その見積を使用して設計する。</p> <p>今回は、見積を徴取した業者も入札に参加しており、入札時にはその見積より安い金額で応札していたので、過去の類似案件も落札率が低い傾向ということからも、見積徴取の考え方を今後整理する必要があるとは考えている。</p> |
| <p>過去からこのような傾向があるとすると、徴取した見積はあまり参考になっていないのではと思うので、今後は何か工夫が必要では。</p> | <p>現在は、松江市に入札参加資格者登録がある業者からのみ見積を徴取しているので、登録が無い業者からも徴取するかどうかという議論も今後が必要かもしれないが、今回は、見積提出後から応札までの間に何らかの事情で資材等の調整が出来、見積提出時より応札額を安く出来たという程度の推測しか出来ない。</p> |
| <p>資料に記載の指名業者を選定した考え方で、指名停止対象者は4者もあったということか。</p> | <p>指名停止対象業者は3者で、1者は見積依頼の時点で辞退した業者。</p> |
| <p>落札者は県外業者で、実際の工事は市内の業者が下請で行うのかなと思うが、元請の契約金額がこの額だと、この下請業者に何かしわ寄せが来ているのではと思うのだが。</p> | <p>この工事は既に竣工しており、検査の結果では、元請が直接資機材等を持ち込んで全て直営で施工している。</p> |
| <p>工事費に対する製品比率が一定の割合以上の場合低入札価格調査制度は適用しないということだが、その趣旨ははっきりさせておいた方が良いと思う。例えば、直接工事費の中の労務費に係ることだが、色々な法律等によりこの部分にしわ寄せがいかないようにしなければいけないので、ではどこで競争性を保つかということになると製品価格で競争させることになるかと思うので、本案件のような入札には低入札価格調査制度を適用しないということにしているのだが、本当に製品価格での競争になっているかということと、製品そのものも安かろう、悪か</p> | <p>ご指摘のとおり、まず製品については、発注時にあらかじめ仕様を定めており、施工前に業者から使用材料承認願を提出させ、使用する製品が市の求めている品質に合うものかどうかを確認した上で、施工してもらっている。あと労務費の部分については、最近下請叩き等不当賃金で下請を使用する点について特に注意するよう通知も受けており、直接工事費の中で製品価格を除いた残りは労務費に係る部分となるので、市としてもその部分が異常に安くなっていないかチェックをしているが、更なる精査も必要かとは思っている。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>ろうでは困るので、市の仕様に適合した製品を本当に使用しているかどうかのチェックも必要になると思う。なので、もしこのような人工芝張替の案件で低い落札率が続くようであれば、いま話をしたような点からのチェックも必要になるかと思うが。</p> | |
| <p>審議結果：全委員了承</p> | |
| <p>4. 指名競争入札【市営古志原アパート1～4号棟給水管取替工事】</p> | |
| <p>※工事概要・入札経過及び結果等は抽出事案説明書「資料3-4」のとおり。</p> <p>○当初入札1回目は参加15者全者が予定価格超過で、2回目は1者のみ参加でありその1者が最低制限価格未満で失格になったが、再入札では参加10者のうち9者が予定価格超過で落札率も高いことについて</p> <p>当初入札で予定価格を超過した第1回目と最低制限価格未満で失格となった第2回目の応札額には約100万円の差があったことから、再入札では、最低制限価格を気にしながら応札した結果、落札率が高めになったのではないかと思われる。</p> <p>なお、再入札で指名入替を行った理由は、当初入札の第1回目の入札を辞退した5者については本案件への受注意欲が無いと判断し、再入札ではこの5者を指名しない代わりに、当初入札で指名をしなかった2者を加え17者の指名としたため。</p> | |
| <p>質 問 及 び 意 見</p> | <p>回 答</p> |
| <p>不調・不落の場合は予定価格等が非公開であるが、当初入札は2回目まで行われ2回目は1者のみの応札で結果不落となったが、2回目に応札したこの業者は、不落の原因の推測が出来るものなのか。つまり、最低制限価格未満で不落となったが、設計変更は無く指名業者の入替のみで再入札が行われているので、当初入札の2回目で不落となった業者は、再入札では当初入札の1回目と2日目の間の金額で応札すれば大丈夫だろうというような推測がつくものか。</p> | <p>当初入札の入札調書は公開している。予定価格や最低制限価格は非公開としているが、参加業者の応札額は全て公開しているので、1回目はこの応札額で予定価格超過となり、2回目はこの応札額で最低制限価格未満となり失格だったということは分かる。また、不落とした理由も公開しているので、この調書を参考にすれば、ご質問のような推測は可能だと思う。</p> |
| <p>とすれば、他の業者も同じような推測をすることは可能ということか。</p> | <p>そのとおり。当初入札と再入札とで全く同じ予定価格とすることはほぼなく、今回も予定価格を若干変えているので、業者側も、当初入札ではこの最低入札価格で予定価格超過だったけど、再入札では予定価格の見直しがされている可能性がある」と読み、設計内容を精査の上「自社はこの価格で」という額で応札したと思う。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>入札制度の一般的な問題として、予定価格を事前公表している自治体もあれば、松江市のように事後公表としている自治体もある。予定価格というものが、入札制度の中で競争性を高めるものとしてどうあるべきかという議論があり、考え方も分かれているようである。また、予定価格を設定するために積算で、時には見積等業者の情報も含めていくこともあり、この場合、見積を徴集した業者も入札に参加する、または今回のように入札結果が公開されるということについて、競争性を高めることにつながるのかどうかという議論もある。なので、予定価格は事後公表という方針を今後も続けていくのであれば、競争性が確保されているかどうかという監視をこの委員会で続けていけば良いし、監視を続けていく中で、逆に予定価格は事前公表が良いのではないかという意見が出てくるかもしれないが、それについては、本委員会での今後の監視によるものだと思う。</p> | <p>入札に関する機密事項を外部の者に漏洩することは犯罪であり、予定価格を事後公表とする場合、このような危険性が常に付いて回るので、発注時には常に気を遣っている。</p> <p>ちなみに、以前工事発注担当課の職員にアンケートをしたところ、事前公表が良いという意見と事後公表が良いという意見が半々だった。</p> |
|--|---|

審議結果：全委員了承

5. 指名競争入札【松江市道路路面性状調査業務委託】

※業務概要・入札経過及び結果等は抽出事案説明書 資料 3-5 のとおり。

○参加業者 5 者のうち予定価格超過及び最低制限価格未満が各 2 者ずつあり、落札率も高いことについて

本案件は積算基準がない特殊な業務であるため、舗装評価調査業務の実績がある業者に見積を依頼し、予定価格の積算に使用する歩掛を決定した。ホームページ等で公表している「見積による歩掛の決定方法」に基づき徴集した見積を審査したところ、見積金額の平均値の±30%を超える異常値と判断される見積を提出した業者が、マイナス側で 3 者、プラス側で 1 者あり、これらを除いた見積の平均直下の見積の歩掛を採用して、予定価格の積算を行った。入札の結果、マイナス側の見積を提出した 2 者が最低制限価格未満で失格、プラス側の見積を提出した 1 者が予定価格超過となり、結果予定価格の積算に採用した見積を提出した業者が落札したため、落札率が高くなったものと推察する。

| 質 問 及 び 意 見 | 回 答 |
|---|---|
| <p>見積徴取時点で各社の開きが非常に大きかったということだが、過去にも今回と同じようなことがあったのか。</p> | <p>徴取した見積の開きが大きいことはあるが、今回も見積の平均値の±30%を超えるものは除くという基準を採用しており、予定価格算出方法は過去と極端に異なっていることはないと思う。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>業務委託の場合、設計のほとんどを人件費が占めるのかなと思う。徴取した見積の平均値±30%を異常値として省くということだが、それでも応札額にこのような開きが出ているということは、採用した見積の業務量が適正なものであったのかなと。つまり、人件費が主体である応札額にバラつきが出ているのは、徴取した見積がはたしてどうだったのかなと思う。概要書には、設計・積算の基準とするものが記載されているにも関わらず、業者間でこれだけの違いが出てくるものなのか。</p> | <p>今回は、測定機器を搭載した車両を走行させ、測定結果を解析し報告書を作成するという少し特殊な業務内容であり、今回入札に参加した業者が全て同じ機器をもっている訳ではなく、各社とも所有する機器の性能等を考慮した歩掛があると思うので、その差が見積の開きになっているのではと思われるし、解析作業の歩掛についても、機器が主か、人件費が主かによって変わると思う。</p> <p>見積は、「このような内容の調査・報告についての見積を依頼する。」という条件で依頼し、各社からこの条件に見合った見積が提出される。厳密に言えば所有する機器が異なれば歩掛も異なるが、市が提示した条件で作成された各社の見積を基に、市が運用している規定を用いて予定価格を決定しなければならない。今回もこの方法で予定価格を決定して入札を行ったが、結果、予定価格決定の見積として採用した見積を提出した業者が落札したということである。「見積徴取の段階で落札する業者がある程度推測出来るのではないか。」という意見もあるかと思うが、やはり競争性を高めるといふ目的で、見積を徴取するだけではなく入札も行うこととしている。</p> |
| <p>どのような調査内容なのか、概要書に記載の色々な基準書等を基に、入札参加業者が精査の上応札したと思うが、この概要書は公告されているものか。</p> | <p>見積依頼時は、概要書に業務内容等を詳細に記載したものを添付するので、徴取する見積に極端な差が出ることはないが、若干の差は出るので、その差が応札額に反映する。今回は実績のある業者を指名してはいるが、ノウハウ等は各社それぞれ違うので、ある程度の差は出てくると思う。</p> |
| <p>審議結果：全委員了承</p> | |
| <p>【報告事項】</p> | |
| <p>指名停止等の運用状況について</p> | |
| <p>令和元年8月1日～11月30日の期間における指名停止は、3件7社あり。</p> | |
| <p>特に質問及び意見は無し。</p> | |
| <p>【その他】</p> | |
| <p>〔次回開催予定について〕 令和2年度第1回委員会は7月頃に開催することとし、日時は事務局で調整する。以上。</p> | |